

消費税軽減税率対策費補助金（レジ補助金）の手続き要件の変更について

2019年8月28日
中小企業庁

1. 現行制度の概要（補助対象期間について）

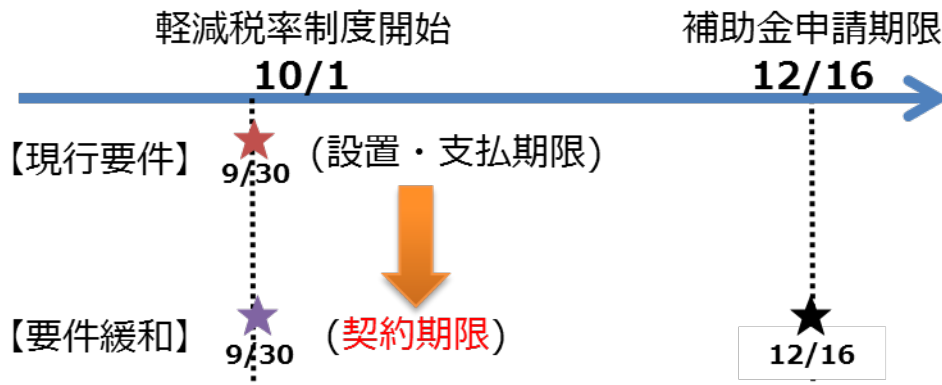
現行制度では、2016年3月29日～2019年9月30日までに軽減税率対応レジの設置・支払いが完了したものを本補助金の補助対象としている。

10月1日の軽減税率制度の開始を目前に控え、軽減税率対応レジに対する需要が急激に高まっており、一部では「希望する機種が今年9月30日までに納入されない」「9月30日までに支払いが間に合わない」といった声が寄せられている。

これに対処するため、現行制度における上記補助対象期間に関する取扱いについて、以下2. のとおり手続き要件を変更する。

2. 手続き要件の変更

本補助金の公募要領において軽減税率対応レジの「設置・支払いの期限」を提示することに変更して、軽減税率制度が始まる今年10月1日の直前（9月30日）までにレジの導入・改修に関する「契約等の手続きが完了」していることを、本補助金の対象要件とするように各種規定類を改めることとする。これにより、9月30日以降に設置・支払いが行われるものも本補助金の対象となる。



※補助金の申請はレジの設置・支払い後になるため（事後申請）、12月16日の補助金申請期限までに設置・支払いを完了する必要がある。

※なお、10月1日の軽減税率制度開始に向けた事業者の準備を促す本補助金の趣旨を踏まえ、レジメーカー・販売店に対して、以下の2点を要請する。

- ①9月30日までのレジの納入に最大限取り組むこと。
- ②中小企業・小規模事業者が軽減税率制度に向けた準備が円滑に進められるよう、中小企業・小規模事業者が取り得る対応策について、レジ販売の現場において事業者にも周知すること。